平成２２年（フ）第６２号
福岡県大牟田市大字岬1676番地　黒崎県営住宅20棟16号
債務者　黒田　光代
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第６３号
福岡県大牟田市本町４丁目10番地14　華清コーポ101号
債務者　飯田　　慎
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第６６号
福岡県大牟田市大字久福木392番地　江崎方
債務者　増山　靖彦
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第６８９号
千葉県八千代市ゆりのき台３丁目７番地１３棟501号
債務者　作道　初江
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６９６号
千葉県浦安市堀江６丁目９番14号　メゾンジュリエ201
債務者　大塚　　忍
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７０４号
千葉県浦安市富岡１丁目22番１―109号日神パレステージ新浦安
債務者　飯塚由美子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７１５号
千葉県市原市玉前1314番地　市営出津住宅１棟202号
債務者　伊藤　久子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７３７号
千葉県市川市大洲３丁目16番13―302号　エステート市川大洲
債務者　越川るり子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７４３号
千葉県千葉市若葉区殿台町256番地１
債務者　伊藤七保子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９９３号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番107―1302号大幸東団地
債務者　今井　裕明
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９９４号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番107―1302号大幸東団地
債務者　今井　正弘
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５１６号
名古屋市南区豊２丁目12番57号　南豊第二住宅１棟714号
債務者　江口　弘美
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５３３号
愛知県愛知郡長久手町大字長湫字富士浦25番地１　県営長久手第２住宅２棟501号
債務者　中村　征博
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５６２号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新田町42番地
債務者　倉本　結香（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５６３号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字小助山104番地
債務者　足立　俊幸
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５８２号
愛知県春日井市中切町１丁目12番地８　優美202号
債務者　宇都口有美恵
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５９２号
名古屋市千種区北千種１丁目３番１号　エスポア北千種201号
債務者　小島　由香
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部